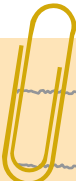


基本計画



第1章



健やかに生き生きと暮らせる 福祉のまちづくり



✳ 施策体系

健やかに生き生きと暮らせる福祉のまちづくり

第1節 健康づくりの推進

- (1)市民の健康づくりを支援します
- (2)スポーツ・レクリエーション活動に親しめる環境整備を図ります
- (3)スポーツ交流人口の増加を図ります

第2節 福祉の充実

A 高齢者福祉

- (1)高齢者の生きがいづくりを支援します
- (2)介護予防を推進します
- (3)介護サービスの充実を図ります

B 地域福祉

- (1)障害者（児）福祉の充実を図ります
- (2)生活保護世帯を支援します
- (3)生活困窮者自立支援法に基づき、低所得世帯などの困窮者を支援します
- (4)地域における福祉活動を支援します

第3節 子育て環境の充実

- (1)保育サービス・児童の健全育成活動の充実を図ります
- (2)子育て支援体制の充実を図ります
- (3)母子保健の充実を図ります

第4節 医療体制の充実

- (1)医療保障の充実を図ります
- (2)地域医療体制の充実を図ります

第1節 健康づくりの推進

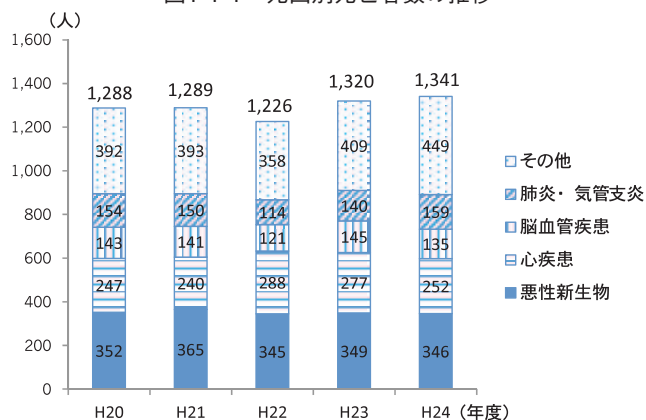
現況と課題

- 心と体が健康であることは、私たちが豊かな生活を送るための土台となるものです。市民一人一人が若い世代から健康に関心を持ち、日頃から健康づくりに取り組み、生涯健康であり続けることのできる環境づくりが求められています。特に、死亡原因の上位である悪性新生物（がん）や生活習慣病（脳血管疾患、心疾患）に対する施策を充実させる必要があります。また、健康づくり活動を地域全体に広めていくために、健康づくり推進員による取り組みをより充実させていくことが重要です。（図1-1-1参照）
- スポーツ・レクリエーション活動は、人と人、地域と地域の交流を促進し地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化などの問題を抱える地域社会の再生に寄与するとともに、市民の心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たし、健康で活力に満ちた長寿社会の実現には不可欠なものです。市民の誰もがその自発性のもとに、各々の関心や適性に応じて、安全かつ公正な環境で日常的にスポーツ・レクリエーション活動に親しみ楽しむことができる機会を確保することが求められています。
- 平成29年に第72回国民体育大会（愛顔^{えがほ}つなぐえひめ国体）及び第17回全国障害者スポーツ大会（愛顔^{えがほ}つなぐえひめ大会）の愛媛県での開催が決定しています。全国から大会参加者をはじめとする多くの方々を迎えるにあたり、本市の魅力を発信する絶好の機会と捉え、施設と組織の両面で、市民一体となった受け入れ体制の整備に取り組んでいます。



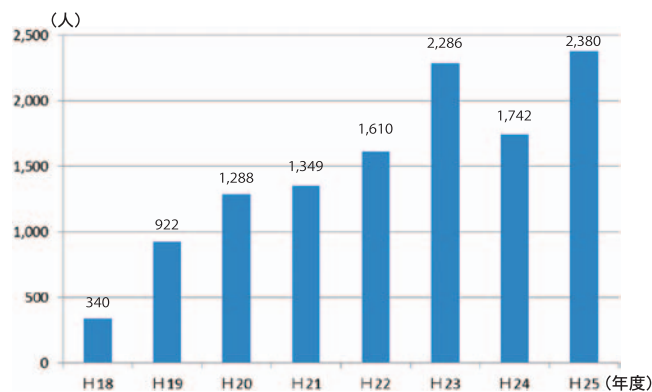
毎年約4,000人が参加する市民総合体育大会

図1-1-1 死因別死亡者数の推移



資料：愛媛県保健福祉部『保健統計年報』

図1-1-2 合宿による来訪者数の推移



資料：スポーツ健康課調べ

平成31年度までに取り組む 施策内容

- 市民の健康づくりを支援します
- スポーツ・レクリエーション活動に親しめる環境整備を図ります
- スポーツ交流人口の増加を図ります

成果指標と目標値

指 標	現 状 値 (平成25年度)	目 標 値 (平成31年度)
健康相談延べ参加者数	4,596人	5,000人
健康教育延べ参加者数	12,844人	13,000人
各種がん検診の平均受診率	19.0%	25.0%
健康づくり推進員による運動などの自主活動に取り組む地区の数	2地区	12地区
合宿実施団体数	46団体	50団体

施策内容

(1) 市民の健康づくりを支援します

- ① 健康づくりのための計画「元気都市西条2015」を基本に、第2次の健康増進計画を策定し、栄養、運動、疾病予防の観点から生活習慣病の発症を抑え健康寿命の延伸を図るために、健診受診率の向上と各種健康講座や教室、健康相談を推進します。
- ② がんの早期発見を目的に、各種がん検診の実施体制を検討し、受診しやすい環境を整え、受診率向上を目指します。
- ③ 社会環境の変化によるストレスの増加から心の健康を保つことが困難となっています。自殺予防対策も含めたメンタルヘルスに関する健康教育・相談などを強化します。
- ④ 市民の健康増進をそれぞれの地域で取り組んでいくため、健康づくり推進員、食生活改善推進員などのソーシャルキャピタルを醸成し、各種健康づくり活動の普及啓発を推進します。

基本事業名	内 容	主な予算事業
健康相談、健康教育の推進	運動や食事などの適切な生活習慣を身につけるための教室などの実施 自殺対策の強化、メンタルヘルス教育の推進	健康相談事業 / 健康教育推進事業 運動推進事業 / 高地運動指導事業 地域自殺対策緊急強化事業
各種がん検診の実施	各種がん検診の受診勧奨の推進	健康診査事業
健康づくりを支援する環境整備	健康づくりに関する諸活動や普及啓発活動の推進	健康づくり推進事業



成就社（ピクニック園地）で体操
（高地運動指導事業）



ふれあいトレーニングルームでの
「すっきりスリム教室」



水浴訓練室で自由トレーニング



「スマート美ライン教室」でダイエットメニュー調理



(2) スポーツ・レクリエーション活動に親しめる環境整備を図ります

- ① 市民総合体育大会、レクリエーション大会、駅伝・マラソン大会など、多様なスポーツイベントを開催し、市民のスポーツへの参加機会の増大を図ります。また、地域で開催される運動会・各種スポーツ大会などについても、その開催を支援します。
- ② 小・中学校の体育館やグラウンドなどの体育施設を開放し、市民が気軽にスポーツを楽しめる環境の整備を進めます。
- ③ 元オリンピック選手などのトップアスリートを講師に招き、ジュニア世代及び指導者を対象としたスポーツ教室などを開催し、競技力の向上に努めます。
- ④ スポーツ少年団による市内大会の開催や市外スポーツ少年団との交流大会の実施を支援します。
- ⑤ 既存スポーツ施設の運用の改善を図るとともに、施設及び機器を整備し高機能化を図ります。
- ⑥ 体育館や野球場、陸上競技場などの体育施設の管理運営業務に指定管理者制度の導入を目指します。
- ⑦ えひめ国体・えひめ大会の競技会場施設について、安全で円滑な競技運営が図られるよう整備を行います。また、市民が様々な形で関わることにより、感動や夢、希望を分かち合える大会を目指します。
- ⑧ 教室などの開催により、えひめ国体における本市開催競技の普及啓発及び競技人口の拡大を図るとともに、ジュニア選手の発掘・育成による競技力の向上に繋がります。

基本事業名	内 容	主な予算事業
地域スポーツ大会などの開催及び開催支援	運動会、各種スポーツ大会の開催を支援	各種大会等開催事業
各種スポーツ大会の誘致	大規模スポーツ大会の誘致と開催の支援	愛媛FCマッチシティ西条市PR事業
次世代育成を目的としたスポーツ事業の開催	次世代を担う若年層と指導者対象のスポーツ教室の開催 保護者や指導者などを対象とした講習会の開催 ジュニア世代がスポーツと親しむきっかけづくりを目的とした教室の開催	次世代育成支援スポーツ事業
体育施設の適正管理	公共体育施設の管理運営、小・中学校の体育館やグラウンドなどの開放	各種施設管理運営事業
体育施設への指定管理者導入	市内体育施設に指定管理者制度の導入を目指す	—
えひめ国体・えひめ大会の開催に向けた環境整備	競技会場施設及び受け入れ体制の整備	国体競技会場施設整備事業 国体推進事業
各種体験教室などの開催	えひめ国体における本市開催競技の普及啓発及び競技人口の拡大	えひめ国体競技普及促進事業



えひめ国体・えひめ大会
西条市実行委員会を設立



山岳競技（クライミング）体験教室



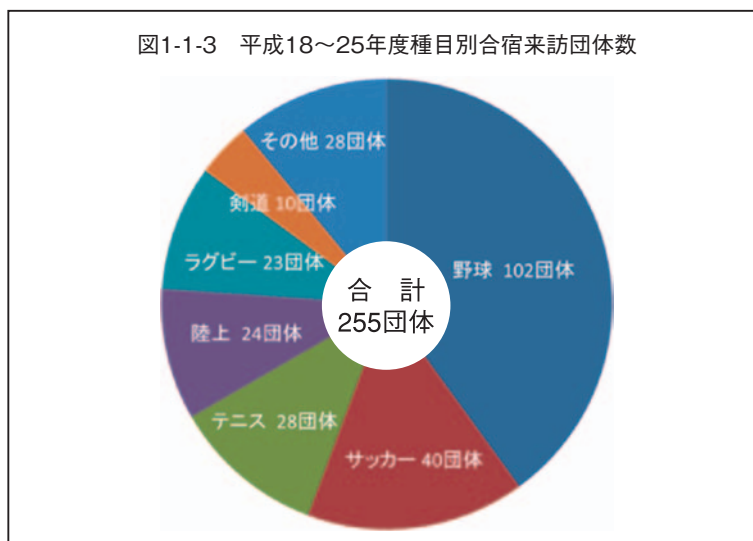
ハンドボール体験教室

(3) スポーツ交流人口の増加を図ります

- ① 合宿都市構想を推進することとして、既存の体育施設を活用したトップアスリートが合宿するまちづくりに取り組み、スポーツ交流人口の増加を図るとともに、市民が高いレベルの競技にふれる機会を拡大します。

基本事業名	内 容	主な予算事業
合宿に対応したトレーニング環境の整備	既存体育施設の改修、備品の整備	各種施設管理運営事業
合宿の誘致など	合宿の情報発信と受け入れ環境の整備、合宿実施への支援	スポーツ合宿推進事業

図1-1-3 平成18～25年度種目別合宿来訪団体数



第1期（平成18～26年度）における実績

- 生活習慣病の発症予防や重症化予防に重点を置き、健康診査、健康教育、健康相談などを推進するとともに、食生活改善や定期的な運動習慣を身につけるための啓発・指導に努めました。
- 健康づくりのための計画「元気都市西条2015」を平成18年3月に策定、平成23年度に見直しを行い、平成22年3月に「西条市食育推進計画」を策定、第2次計画を平成26年度に策定しました。
- 健康づくり推進員事業として、平成26年度にラジオ体操モデル地区の選定及び夏期巡回ラジオ体操会への積極的参加など普及啓発に努めるとともに、ウォーキングマップを作成し、ウォーキング推進の基盤づくりを行いました。
- 平成17年度から、各競技種目のトップアスリートを講師に招き、ジュニア世代や指導者を対象とした次世代育成支援スポーツ事業を開催しており、平成25年度までの参加者は延べ11,000人以上となりました。
- 平成18年度から25年度までの間に、255団体、延べ51,628人のアスリートが市内でスポーツ合宿を行いました。
- えひめ国体及びえひめ大会において、本市開催競技の円滑な運営を図るために、「愛媛^{えひめ}つなぐえひめ国体・えひめ大会西条市実行委員会」を、平成26年8月11日に設立しました。
- えひめ国体における本市開催競技のうち、競技人口の少ないハンドボールと山岳について体験教室を開催し、普及啓発及び競技人口の拡大に努めました。

第2節 福祉の充実（A 高齢者福祉）

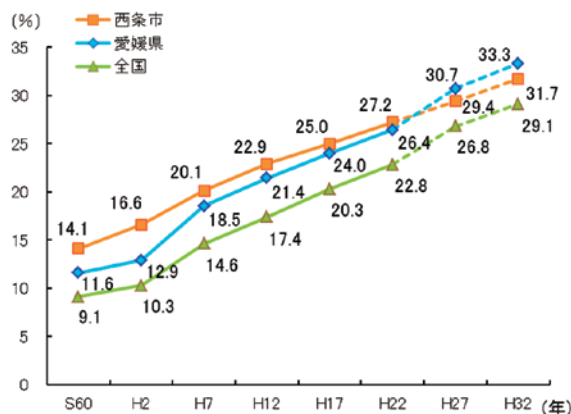
現況と課題

- 本市における高齢化率は全国平均を上回り、愛媛県平均とほぼ同率となっており、後期高齢者の占める比率が高まっています。また、高齢化が進むにつれ、認知症高齢者や高齢者のみの世帯、独居高齢者世帯が増加し、介護を必要とする高齢者がますます増加すると想定されます。（図1-2-A-1・図1-2-A-2参照）
- 一方、高齢者の多くは、介護を必要とすることなく、これまで培った経験や知識、技術を持っているため、高齢者を社会の重要な一員として捉え、地域社会の中で積極的な役割を果たせるような生きがいがづくりが求められています。また、認知症の初期症状の多くに意欲の低下がみられることから、積極的な社会参加の働きかけは、認知症予防としての効果も期待されます。
- 本市においては、高齢社会に的確に対応するため、高齢者福祉全般について基本的な方向を示した「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を3年ごとに策定し、各種高齢者施策を展開しているところです。
- 今後、この計画に基づき、高齢者が要介護状態になることなく、健康で生き生きとした生活を送ることができるよう、介護予防の推進と、要介護者の様々なニーズに応じた介護サービスの充実が必要となっています。



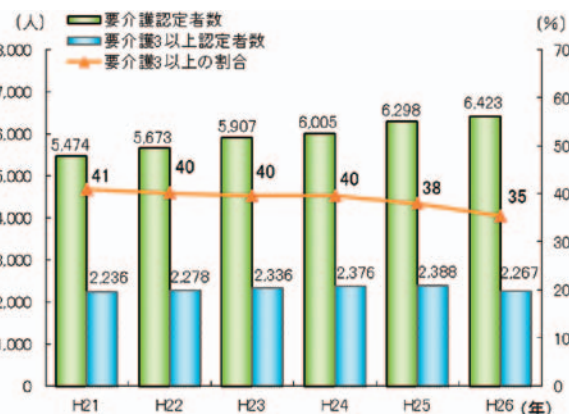
グラウンドゴルフ

図1-2-A-1 高齢化率の推移



資料：昭和60年から平成22年は国勢調査（各年10月1日）より
平成27年以降は高齢介護課による推計

図1-2-A-2 要介護者の推移



※各年3月末現在
資料：高齢介護課調べ

平成31年度までに取り組む 施策内容

- 高齢者の生きがいがづくりを支援します
- 介護予防を推進します
- 介護サービスの充実を図ります

成果指標と目標値

指 標	現 状 値 (平成25年度)	目 標 値 (平成31年度)
老人クラブの加入率	21.9%	25.0%
日常生活支援事業の延べ受給者数	4,454人	5,000人
介護予防事業の延べ参加者数	4,192人	4,500人
家族介護支援事業の延べ受給者数	1,804人	2,000人
地域交流センターなど施設利用者数	148,056人	155,000人
要介護認定者の内居宅サービス利用割合	68.5%	75.0%以上
介護保険施設入所待機者数	497人	300人以下

施策内容

(1) 高齢者の生きがいづくりを支援します

- ① 生涯学習・生涯スポーツの振興を図り、学びの場、健康づくりなどの場の提供、いきいきバスなどの利用による移動手段の提供により、社会参加の推進と生きがいづくりを支援します。
- ② 老人クラブ活動やボランティア活動、シルバー人材センターの活用により、高齢者の社会奉仕や生きがい活動を積極的に支援します。

基本事業名	内 容	主な予算事業
高齢者の生きがいづくり支援	老人クラブ活動やシルバー人材センターなど社会参加と生きがいづくりを支援 高齢者の移動手段の提供	老人クラブ助成事業 高齢者労働能力活用事業 高齢者路線バス利用助成事業
日常生活支援事業	高齢者の日常生活において、移動手段の確保など、介護保険には該当しないサービスを提供	軽度生活援助事業

(2) 介護予防を推進します

- ① 要支援・要介護状態の予防と重度化の抑制を図るため、運動器の機能向上、認知症予防、栄養改善、口腔機能の向上、閉じこもり予防、医療との連携など地域支援事業を推進します。また、支援の必要な高齢者が、地域で安心して在宅生活が継続できるよう、ボランティアや協同組合などの多様な主体による多様な生活支援・介護予防サービスを推進します。
- ② 高齢者が住み慣れた地域でいつまでも暮らせるよう総合的に支援する機関として、「地域包括支援センター」の充実を図ります。
- ③ 介護者家族の理解を深め、要支援者の重度化を抑制するために、家族介護支援事業を推進します。
- ④ 閉じこもり予防の観点から、高齢者が集い、交流する場としての地域交流センターの活用を積極的に推進します。

基本事業名	内 容	主な予算事業
介護予防事業	介護予防教室、いきいき百歳体操などの元気な高齢者づくりを支援	介護予防事業
家族介護支援事業	家族介護教室、家族介護者交流、介護手当、紙オムツの支給などによる介護家族を支援	介護用品支給事業 在宅寝たきり高齢者介護手当支給事業
高齢者福祉施設の活用促進事業	地域交流センターの活用の促進	地域交流センター管理運営事業

(3) 介護サービスの充実を図ります

- ① 要支援・要介護状態にある高齢者が在宅で生活できるよう、居宅介護サービスの充実を図ります。
- ② 高齢者が住み慣れた地域で少しでも長く生活を継続できるよう、地域密着型サービスの充実を推進します。
- ③ 介護保険施設などのサービスの質の向上が図れるよう、指導・助言を行います。

基本事業名	内 容	主な予算事業
居宅介護支援	訪問系サービス、通所系サービス、短期入所サービスの充実	介護給付適正化事業
介護保険施設などの整備促進	介護保険施設や地域密着型サービスの整備・充実	地域密着型サービス施設整備事業

第1期（平成18～26年度）における実績

- 平成18年4月に地域包括支援センターを設立し、地域支援事業を推進してきました。
- 地域密着型サービス事業の整備を推進し、地域密着型特別養護老人ホーム3施設とグループホーム2施設を整備しました。
- 特別養護老人ホーム1施設を整備しました。

第2節 福祉の充実（B 地域福祉）

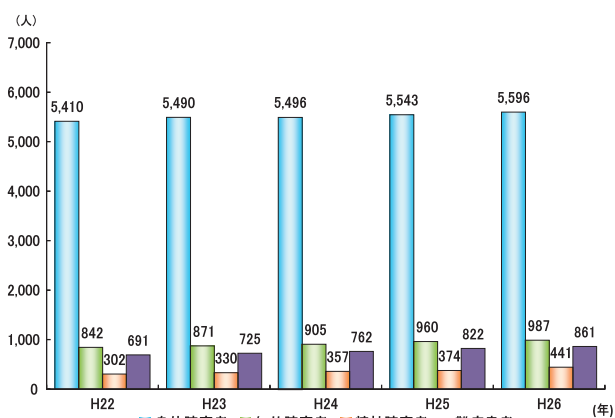
現況と課題

- 地域における人間関係の希薄化により、従来から機能していた相互扶助機能が低下しつつあります。社会的に弱い立場の人たちが孤立しないよう、地域の人たちの理解と協力を支えに、住み慣れた地域で尊厳を持って安心して生活できる社会環境の構築が求められています。
- 平成25年4月施行の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」で、障害者の範囲に難病などが加わりました。（図1-2-B-1参照）
- 平成25年4月施行の「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」により、西条市障害者優先調達推進方針を策定しました。これにより、障害者就労施設などの受注の機会を確保し、供給する物品などに対する需要の増進などを図り、もって障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者などの自立を促進することが求められています。
- 増加傾向にある生活保護世帯や離職世帯、低所得世帯が、生きがいをもって自立することができるよう適正な支援をする必要があります。（図1-2-B-2参照）
- 地域における社会福祉のリーダーである民生委員・児童委員、社会福祉協議会などとの連携の強化、担い手となるボランティアの育成を図り、高齢者や障害者の方々を地域全体で支え合う仕組みづくりが必要となっています。



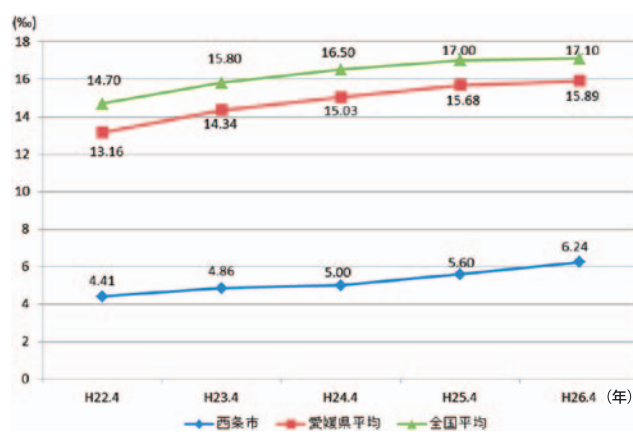
障害者就労支援施設での作業

図1-2-B-1 身体障害者手帳所持者数などの推移



※各年3月31日現在 難病患者数は、特定疾患56疾患の患者数
資料：社会福祉課調べ

図1-2-B-2 生活保護人員の割合の推移



資料：社会福祉課調べ

平成31年度までに取り組む施策内容

- 障害者（児）福祉の充実を図ります
- 生活保護世帯を支援します
- 生活困窮者自立支援法に基づき、低所得世帯などの困窮者を支援します
- 地域における福祉活動を支援します

成果指標と目標値

指 標	現 状 値 (平成25年度)	目 標 値 (平成31年度)
障害福祉サービス延べ利用者数	17,635人	26,200人
生活保護世帯からの就労による自立（単年度）	23世帯	30世帯

施策内容

(1) 障害者（児）福祉の充実を図ります

- ① 障害者が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう介護や訪問指導の充実に努め、在宅福祉サービスの拡充を目指します。特に、施設入所から在宅福祉への流れに対応することができるよう、社会資本の整備に努めます。
- ② ノーマライゼーション※の理念に関する啓発・広報活動の充実、学校や地域での福祉教育の推進、交流活動やボランティア活動の充実などを通じ、障害者に対する市民の理解と認識を深める取り組みを推進します。また、公共施設のバリアフリー化を促進します。
- ③ 障害者が「働ける社会」の構築を目指し、その自立を支援します。また、一般企業などへの就労が困難な障害者が、就労と社会参加の喜びと生きがいを持つことができるよう、市内社会福祉法人などとの連携を密にとりながら、福祉的就労の場の整備に取り組みます。
- ④ 障害者団体の育成、各種福祉大会やスポーツ大会、レクリエーションの開催などを通じ、障害者の社会参加の機会増大に努めます。
- ⑤ 医療機関、保健所、児童相談所などとの連携を強化し、障害の早期発見や早期療育に努めます。



障害児通所施設（放課後等デイサービス）

基本事業名	内 容	主な予算事業
障害者（児）の各種サービスの拡充	地域生活支援事業、介護給付・訓練等給付事業、障害児給付事業、補装具費、自立支援医療	身体障害者（児）補装具給付事業 / 心身障害者扶養共済費 / 自立支援医療給付費 / 特別障害者手当等給付事業 / 介護給付費・訓練等給付費 / 地域生活支援事業 / 在宅重度障害者（児）等支援事業
生活環境の整備促進	社会福祉施設の整備（入所施設・共同生活援助の支援）と公共施設のバリアフリー化	心身障害児（者）施設整備助成事業
就労支援体制の確立	就労移行支援・就労継続支援 地域活動支援センター	介護給付費・訓練等給付費 障害者地域活動支援センター運営事業
障害者団体の育成及び支援	障害者団体活動の活性化	心身障害者福祉費

※ノーマライゼーション…障害者と健常者が特別に区別されことなく社会生活を共にすることが望ましいとする考え方。

(2) 生活保護世帯を支援します

- ① 生活保護制度の適正運用を図りながら、誰もが健康で安定した生活を送れるよう生活保護世帯を支援します。また、働くことが可能な方については、就労支援員の支援のもと、早急な自立を促します。

基本事業名	内 容	主な予算事業
生活保護の適正実施	生活保護制度の適正な運用と自立支援	生活保護援助事業

(3) 生活困窮者自立支援法に基づき、低所得世帯などの困窮者を支援します

- ① 離職世帯や低所得世帯などの生活に困窮している方に、相談事業や就労支援などを行い、安定した自立生活を送れるよう支援します。

基本事業名	内 容	主な予算事業
生活困窮者自立支援事業	生活相談、就労支援、住宅支援など	生活困窮者自立支援事業

(4) 地域における福祉活動を支援します

- ① 複雑化・多様化する地域福祉ニーズに対応するため、地域福祉におけるリーダー的役割を果たす民生委員・児童委員との連携を強化するとともに、社会福祉協議会やボランティアなどの活動を支援します。

基本事業名	内 容	主な予算事業
社会福祉活動の支援	社会福祉活動のリーダー、担い手の育成と支援	福祉基金事業 社会福祉協議会等活動事業 民生委員費

第1期（平成18～26年度）における実績

- 平成24年4月に「障害者自立支援法」及び「児童福祉法」が改正され、障害児通所支援サービスに放課後等デイサービスなどが創設され、市内に3カ所の放課後等デイサービスの事業所ができたことで、障害児の放課後、休日の活動の場が確保されました。
- 平成24年10月に施行された「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」により、西条市障害者虐待防止センターが設置され、障害者虐待防止の窓口となっています。
- 生活保護世帯の中で、就労可能な方についてはハローワークと連携して就労支援を行い、自立を促進しました。（平成25年度 就労による自立世帯：23世帯）

第3節 子育て環境の充実

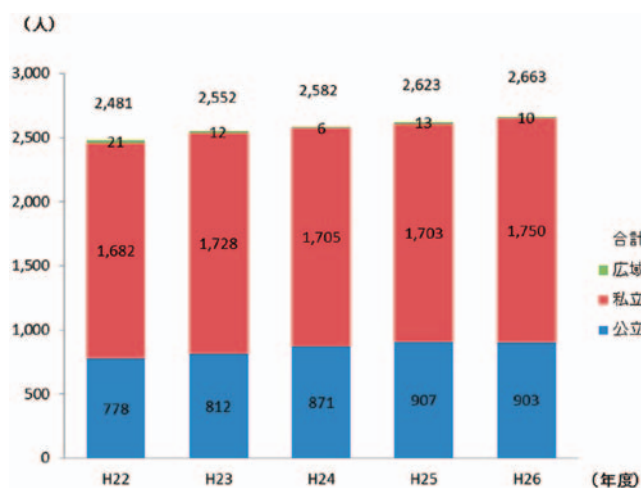
現況と課題

- 多様化する保育ニーズに的確に応えるため、保育サービスの見直し・充実を図るとともに子育て相談や養育支援を行うなど、質の高い教育・保育を総合的に提供し、地域における子ども・子育て支援体制を確立する必要があります。(図1-3-1参照)
- 進展する少子化や核家族化、加速する女性の社会参加、地域コミュニティの希薄化など、社会環境が大きく変化する中で、育児放棄や児童虐待など深刻な問題が多発しており、近年大きな社会問題となってきた居所不明児対策を含め、次世代を担う子どもたちを安心して産み育てやすい環境が強く求められています。また、「ひとり親家庭(母子家庭・父子家庭)」に対しても、それぞれが生きがいを持って自立できるよう、適正な支援をする必要があります。
- 関係機関と連携した健康診査や各種相談は、病気や障害の早期発見だけでなく、育児不安の軽減・解消はもとより、発達年齢に応じたきめ細かな対応、指導のためにも重要になります。(図1-3-2参照)



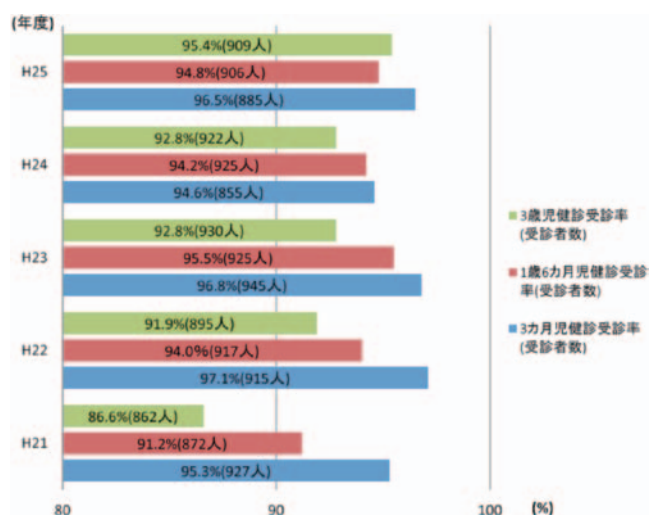
地域子育て支援センターでの交流

図1-3-1 保育所入所児童数の推移



※各年度4月1日現在 資料：女性児童福祉課調べ

図1-3-2 乳幼児健診受診率の推移



資料：健康医療推進課調べ

平成31年度までに取り組む施策内容

- 保育サービス・児童の健全育成活動の充実を図ります
- 子育て支援体制の充実を図ります
- 母子保健の充実を図ります

成果指標と目標値

指標	現状値 (平成25年度)	目標値 (平成31年度)
延長保育 一時保育	14力所 5力所	18力所 8力所
地域子育て支援センター	5力所	10力所
ファミリー・サポート・センター 延べ利用者数	528人	3,000人
乳幼児健診受診率	95.5%	100%
こんにちは赤ちゃん事業の 訪問率	81.9%	100%

施策内容

(1) 保育サービス・児童の健全育成活動の充実を図ります

- ① 就業構造の変化や就労形態が多様化する中で、保育ニーズも多様化しており、これらに対応するため、延長保育、一時保育、病児・病後児保育などのサービスの充実に努めます。また、発達障害などの支援が必要な児童に対する保育の充実に努めます。
- ② 子ども・子育て支援新制度において、質の高い教育・保育及び地域の子ども・子育て支援を総合的かつ計画的に推進します。
- ③ 小学生の放課後の居場所づくりとして、放課後児童クラブ事業の充実を図ります。

基本事業名	内 容	主な予算事業
各種保育サービスの充実支援	延長保育、一時保育、休日保育、病児・病後児保育、障害児保育など保育ニーズに合わせた事業の充実	私立保育所児童運営事業 / 私立保育所等特別保育事業 / 市立保育所特別保育事業
子ども・子育て支援の推進	子ども・子育て支援新制度において推進	地域子ども・子育て支援事業
放課後児童クラブ事業の充実	放課後児童クラブの受け入れ拡大など保護者のニーズに合わせた事業の充実	放課後児童健全育成事業

(2) 子育て支援体制の充実を図ります

- ① 子育て世帯の育児不安の解消や社会からの孤立を防ぐため、地域子育て支援センター、児童館を整備・運営し、地域における育児相談、交流の場の提供及び子育て情報の提供体制を確立します。
- ② 男女が家事・育児などで責任と喜びを分かち合うとともに、結婚・出産後においても継続して働くことができるよう、各種施策を展開します。
- ③ 子育てを地域社会全体で支えるため、子育て支援ネットワークを構築し、子育て家庭、地域の関連機関及び地域の人々の連携を図ります。また、子育て世帯の一時的な保育需要に対応するため、ファミリー・サポート・センターや地域における相互援助活動を充実します。
- ④ 子育て世代の負担軽減を図るため、保育料の軽減や各種手当の支給、育児などの支援施策を展開します。
- ⑤ ひとり親家庭の自立支援を図るため、各種支援策や相談体制の推進に努めます。特に、母子家庭に対しては就業支援、父子家庭に対しては日常生活支援に重点を置き、それぞれの自立に向けた取り組みを強化します。

基本事業名	内 容	主な予算事業
育児不安などの解消や地域における子育てのための環境整備	育児不安などの解消のため、地域の身近な場所での育児相談、交流の場の提供 ファミリー・サポート・センターを充実させ、地域の相互援助活動を支援	地域子育て支援センター事業 児童館管理運営事業 ファミリー・サポート・センター事業
児童健全育成の環境整備	虐待をはじめとする要保護児童及びその家族への支援	家庭児童相談室事業
子育て世代の負担軽減	経済的、精神的及び身体的負担の軽減を図り、子育て世代を支援	各種手当支給事業
ひとり親家庭の自立支援	ひとり親家庭の自立促進などを支援	母子寡婦・父子家庭福祉事業 児童扶養手当支給事業

(3) 母子保健の充実を図ります

- ① 子どもや母親の健康を確保するため、健康診査・健康教育・相談・訪問・予防接種など、各種母子保健事業を推進します。
- ② 発達や言葉の遅れなどで経過観察が必要な子どもに対し、ウイングサポートセンターなどと連携しながらきめ細かな相談・指導事業を実施します。特に、市内保育所・幼稚園とともに心身の発達に関するアンケートなどを5歳児時点で実施することにより、保護者の気づきを促し、支援が必要な子どもには就学までに一定の対応期間を確保し、関係機関と認識を共有した上で円滑な就学に繋ぐ体制を整えます。

基本事業名	内 容	主な予算事業
子どもや母親の健康づくり支援	妊婦・乳幼児健診、妊婦歯科健診、子育て総合相談窓口、特定不妊治療などの母子保健事業の提供 予防接種	母子健康診査事業 / 特定不妊治療費助成事業 / 妊婦歯科健診事業 母子保健指導事業 / 予防事業
発達支援体制の確立	保健、医療、福祉及び教育の連携支援体制の確立	乳幼児発達相談事業

第1期（平成18～26年度）における実績

- 「ファミリー・サポート・センター」を設立し、地域において会員同士が育児に関する相互援助活動を行うことを支援することにより、仕事と育児を両立できる環境の整備を図りました。
- 私立保育所の施設整備に対し補助することにより、保育所の施設改善を促進し、児童の保育環境の充実を図りました。
- 地域の医療機関と連携を図りながら、妊婦の健康の保持増進や出産に対する支援などに取り組み、安心して妊娠・出産ができる環境を整備しました。（特定不妊治療費助成・妊婦歯科健診など）
- 地域の関係機関と連携を図りながら、乳幼児の健康診査や子どもの健康相談（子育て総合相談窓口の設置）などに取り組み、子育てに対する親の負担を和らげることで、子どもが健やかに育つ環境を整えました。

第4節 医療体制の充実

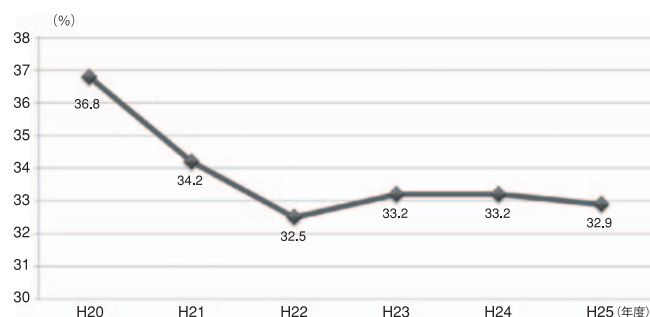
現況と課題

- 高齢化の進展や医療の高度化により医療費が年々増加する中、世界に冠たる国民皆保険制度を堅持するため、持続可能な医療保険制度の構築が課題となっています。
- 高齢者の医療では、増え続ける医療費について高齢者・現役世代・国・地方自治体の間でどのように費用負担するか、その仕組みづくりが課題となっています。
- 高齢化が進展する中、健康寿命の延伸を図るための施策が課題となっており、健康づくり、保健事業へのさらなる取り組みが求められています。(図1-4-1参照)
- 平成16年の新医師臨床研修制度実施以降の医師不足や、診療科の偏在は解消されておらず、地域の医療体制に重大な影響を及ぼしています。特に二次救急医療においては、長時間勤務、専門外診療など執務医師への負担増が顕著であり、また緊急性の低い患者の受診増加など、救急医療の現場はひっ迫した状況となっています。
- 地方の自治体病院においても、小児科、産科などの特定診療科の医師不足は深刻で、診療科の休止などにより、病院運営に支障を来す事態に陥っています。引き続き医師確保に取り組むと同時に、患者モラルの向上など地域全体で医療体制を維持・充実させていくことが喫緊の課題となっています。(図1-4-2参照)



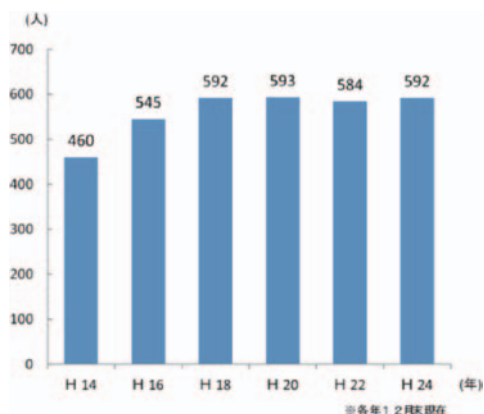
一次救急の拠点として整備された
西条市休日夜間急患センター

図1-4-1 国民健康保険事業における特定健診受診率



資料：国保医療課調べ

図1-4-2 医師1人当たりの人口の推移



資料：愛媛県保健福祉部『保健統計年報』

平成31年度までに取り組む 施策内容

- 医療保障の充実を図ります
- 地域医療体制の充実を図ります

成果指標と目標値

指 標	現 状 値 (平成25年度)	目 標 値 (平成31年度)
特定健診受診率	32.9%	60.0%
医師確保奨学金利用件数(累計)	0件	2件

施策内容

(1) 医療保障の充実を図ります

- ① 国民健康保険事業については、特定健康診査・特定保健指導をはじめとした各種保健事業を展開し、医療費の適正化に取り組む一方、保険税や国・県支出金など財源の確保を図り、事業の安定運営に努めます。また、財政運営の都道府県化など今後予定されている医療保険制度改革については、関係機関と連携しながら的確に対応します。
- ② 子ども、ひとり親世帯等、重度心身障害者に対する医療費助成事業については、現在の水準を確保するため国、県に対して補助及び支援の拡大を要請します。

基本事業名	内 容	主な予算事業
保健事業（国民健康保険特別会計）	40歳～74歳の国保被保険者を対象とした特定健診・特定保健指導事業の実施 人間ドック及びはり・きゅう施術の受診、受療に対する費用の助成	特定健診・特定保健指導事業 人間ドック助成事業 はり・きゅう施術助成事業
保健事業（後期高齢者医療保険特別会計）	健康診査、人間ドック及びはり・きゅう施術の受診、受療に対する費用の助成	健診事業 人間ドック助成事業 はり・きゅう施術助成事業
福祉医療費助成事業	子ども、ひとり親世帯等、重度心身障害者に対する医療費の助成	乳幼児医療費助成事業 市単独未就学児医療費助成事業 市単独小中学生医療費助成事業 未熟児養育医療給付事業 市単独小中学生歯科医療費助成事業 ひとり親世帯等医療費助成事業 重度心身障害者医療費助成事業 市単独心身障害者医療費助成事業

(2) 地域医療体制の充実を図ります

- ① 国への働きかけを強めるとともに、西条市医師確保奨学金貸付制度の利用促進を図るなど、医師不足の解消に努めます。
- ② 医師会をはじめとする関係機関との連携を図り、医療資源を守り地域医療体制、救急医療体制の維持・充実に努めます。
- ③ 市立周桑病院は引き続き指定管理者制度による公設民営の運営形態のもと、施設及び診療体制の維持・充実に指定管理者とともに取り組みます。
- ④ 小児医療を円滑に推進するため、小児救急医療相談の利用や医療機関の適切な受診啓発に努めます。また、小児及び産科医療体制の充実を図ります。
- ⑤ 中川及び大保木の市立診療所は、地域における医療サービスを継続して提供します。

基本事業名	内 容	主な予算事業
医師確保対策	奨学金貸付制度の利用促進	医師確保奨学金貸付事業
医師会など関係機関との連携	一次、二次救急医療体制の運営・維持のため医師会などとの連携	救急医療運営事業 休日夜間急患センター管理運営事業
小児及び産科の医療体制確保・充実	小児二次救急医療及び産科の分娩手当費用に対する補助	小児救急医療支援事業 産科医等確保支援事業
市立病院などの充実	市立周桑病院と市立診療所による医療サービスの提供	病院事業会計 診療所管理運営事業

第1期（平成18～26年度）における実績

- 従来の乳幼児医療費助成に加え、平成24年7月から小・中学生の入院医療費に対する助成を開始し、さらに平成26年10月からは小・中学生の歯科受診にも拡大し、子どもに対する医療費助成の充実を図りました。
- 従来の母子家庭医療費助成について、平成26年10月から父子家庭も対象に加え、ひとり親世帯等医療費助成事業として充実を図りました。
- 休日・夜間における医療サービス（一次救急）充実のため、休日夜間急患センターを整備し、平成24年7月から診療を開始しました。
- 平成21年度から産科医等確保支援事業を、平成26年度から小児救急医療支援事業を開始し、小児及び産科医の確保及び医療体制の充実に努めました。